

「浄化槽の使用者（家庭・事務所）等」である皆様へ

# 法定検査をうけましょう！

浄化槽は微生物の働きを利用して、トイレや台所などからの排水をきれいにするものです。浄化槽を正しく管理しないと浄化槽の機能が発揮されなかったり、悪臭などの発生により周辺住民の迷惑になりかねません。

## ■ 浄化槽の使用者に与えられている3つの義務 ■

### 保守点検

（有料）  
年3回以上行う

使用者は石川県知事（金沢市は金沢市長）の登録を受けた保守点検業者と契約を行い、点検をしてもらいます。

### 清掃

（有料）  
年1回以上行う

使用者は市町の許可を受けた清掃業者に依頼し浄化槽にたまった汚泥の抜き取りをってもらいます。

#### 法定検査って知ってる？

いつも家に来る浄化槽の保守点検の業者とは違って、年1回検査しないといけないだよ！

### 法定検査

（有料）  
年1回、検査を受ける

使用者は石川県の指定検査機関である（社）石川県浄化槽協会の検査を年1回受けることとなっています。なお、検査結果が不合格であった場合、最寄りの保健所が使用者に水質改善の指導を行うこともあります。

「保守点検」は機械類の点検で自動車という点検作業（オイル交換やタイヤ交換など）です。「清掃」はバキューム車で汚泥を抜き取って性能を回復させる作業です。「法定検査」は保守点検や清掃が正しく実施されているか指定機関である（社）石川県浄化槽協会が行います。浄化槽の健康診断にあたり、自動車で例えると車検にあたります。

**保守点検・清掃・法定検査が使用者の3大義務です！**

### 法定検査を受けなかった場合の罰則について

保健所から検査を受けるべき旨の指導・勧告・命令が行われます。

命令に違反した場合、**30万円以下の罰金**（過料）が課せられる場合もあります。



# ■ 浄化槽の保守点検と法定検査の違いについて ■

## 保守点検

### 内容

- 消毒剤の点検・補給
- モーターの点検
- 汚泥の調整
- pHなど水質検査による微生物の活動状況の確認  
(活動が悪い場合は微生物を追加します)

## 法定検査

### 内容

- 外観検査(漏水、ポンプの稼働状況) ※
  - 水質検査(pH、溶存酸素、残留塩素、BOD)
  - 書類検査(保守点検、清掃記録の確認)
- 水質検査結果が悪い場合、保健所に報告され保守点検業者に改善命令を行うことがあります。

※pH、溶存酸素、残留塩素、BOD水質の指標

・pH…酸性、アルカリ性の度合を示す数値 ・溶存酸素…水中に溶けこんでいる酸素の量 ・残留塩素…消毒として使用する塩素の残留量

・BOD…水質汚濁の指標で汚れた水ほど高い数値を示し、きれいな水ほど低い数値になります。

## 法定検査は、業者が行う保守点検とは実施する内容が全く異なります

「保守点検」は浄化槽使用者と点検業者が契約して浄化槽を管理します。

保守点検は浄化槽が正常に動くように、汚泥の状況やブロー(送風機)等の機器の点検、消毒剤の補充、汚泥の引き出し時期(清掃)を決めるなど年間3回以上浄化槽の専門業者が行うことになっています。

……………浄化槽の点検業者(保守点検業者)

「法定検査」は(社)石川県浄化槽協会が年に1回行う法律上の検査です。

お使いの浄化槽に空気を送り出す装置の稼働状況など75項目の**外観検査**や放流水の**水質検査**(透明度、BOD検査)、さらに浄化槽の点検業者が行っている保守点検や清掃が適切に行われているか**検査**するものです。

……………社団法人 石川県浄化槽協会

「保守点検業者」に法定検査をさせないのは、公正な第三者機関が検査を行い「保守点検」が確実に実行され、正しく浄化槽が稼働しているかを確認するためです。

そのため浄化槽法では保守点検に関与しない第三者機関を県知事が指定することになっております。



## ■ 法定検査の必要性 ■

法定検査とは、浄化槽の「保守点検(民間)」や「清掃(民間)」が正しく行われているかを確認するため、浄化槽から放流している水質などを検査するものです。

### 法定検査の申し込み

社団法人 石川県浄化槽協会(石川県知事指定検査機関)  
金沢市西泉5丁目93番地 電話 076-241-7781

(注) 法定検査は浄化槽の所有者である、あなた自身が依頼する必要があります。  
検査日時等は直接ご確認ください。

#### ● 年1回の法定検査(11条)の料金(石川県内の単独・合併浄化槽は同一料金)

20人槽以下の浄化槽	5,000円(非課税)
21人槽以上100人槽以下	8,000円(非課税)
101人槽以上300人槽以下	10,000円(非課税)

※一般的な家庭は20人槽以下の浄化槽になります。

#### ● 検査結果のお知らせと検査料金のお支払い方法について

法定検査が済みますと(社)石川県浄化槽協会から検査結果書と請求書、専用振り込み用紙を郵送しますので、郵便局もしくは銀行でお支払いください。(なお郵便局からお振り込みの場合は振り込み手数料は無料となっています。)

#### ● 法定検査の内容について

- ①水質検査(浄化槽から放流される水質が基準値以内であることを確認します)
- ②外観検査(浄化槽の外見のほか、水の流れや悪臭・消毒の状況を確認します)
- ③書類検査(保守点検と清掃の記録などを確認します)

なお、保守点検などの記録については、浄化槽の使用者は**3年間**保管する義務があります。専用の書類入れなどをつくって保存するといいでしょう。

#### ● 浄化槽におけるお問い合わせ先

石川県環境部水環境創造課	TEL 076-225-1493
〃 南加賀保健所	TEL 0761-22-0793
〃 石川中央保健所	TEL 076-275-2251
〃 能登中部保健所	TEL 0767-53-2482
〃 能登北部保健所	TEL 0768-22-2011